大阪市規則第117号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成９年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第３条、第13条関係）
［表　別紙２　挿入］
別表第２（第28条の２関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr><tr><td>［略］
［削る］

［削る］

［略］
［削る］

［略］</td><td>［略］

［略］

［略］</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table>別表第３（第28条の５関係）
［表　別紙４　挿入］</td><td>別表第１（第３条、第13条関係）
［表　別紙１　挿入］
別表第２（第28条の２関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">［同左］</td></tr><tr><td>［同左］
<u>日之出一第２</u>
<u>日之出一第２付属</u>
［同左］
<u>日之出一第18</u>
［同左］</td><td>［同左］
淡路１丁目

淡路１丁目

［同左］
淡路１丁目

［同左］</td></tr><tr><td colspan="2">［同左］</td></tr></table>別表第３（第28条の５関係）
［表　別紙３　挿入］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

１　この規則は、令和６年10月16日から施行する。ただし、別表第１再開発住宅の表の改正規定は、同年11月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大阪市営住宅条例施行規則別表第１再開発住宅の表の規定は、令和６

年11月以後の月分の家賃について適用し、同年10月分までの家賃については、なお従前の例による。

［別表第１　別紙１］

［同左］

改良住宅

名称	位置
［同左］	
［同左］ 日之出第２ ［同左］	［同左］ 淡路１丁目 ［同左］
［同左］	

再開発住宅

名称	位置	戸数	家賃月額
			円
毛馬第２	都島区　　毛馬町５丁目	50	41,000
［同左］			

［同左］

［別表第１　別紙２］

［略］

改良住宅

名称	位置
［略］	
［略］ ［削る］ ［略］	［略］ ［略］
［略］	

再開発住宅

名称	位置	戸数	家賃月額
			円
毛馬第２	都島区　　毛馬町５丁目	45	41,000
		5	42,800
［略］			

［略］

［別表第３　別紙３］

名称	区画数	使用料月額
［同左］		
［同左］ 長吉長原北－１ ［同左］	［同左］ 67 ［同左］	［同左］ ［同左］ ［同左］

［別表第３　別紙４］

名称	区画数	使用料月額
［略］		
［略］ 長吉長原北－１ ［略］	［略］ 55 ［略］	［略］ ［略］ ［略］